

男鹿市規則第7号

男鹿市財務規則の一部を改正する規則

男鹿市財務規則（平成17年男鹿市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出納機関の直接収納)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 出納機関は、現金等を収納したときは、特別の事情がある場合を除くほか、その日のうちに現金等払込書（様式第19号）<u>（その他これに代わるものを含むものとする。以下同じ。）</u>に当該現金等を添えて、指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、硬貨及び紙幣を入出金するための機械と電子計算機を専用回線で接続した電子情報処理組織であって、公金に関する業務に使用するもの（以下「現金入出金機」という。）を設置する庁舎において出納員等が収入金を収納したときは、その日又は翌日中に現金入出金機に払い込むことができる。</u></p> <p>(収入の更正)</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>(出納機関の直接収納)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 出納機関は、現金等を収納したときは、特別の事情がある場合を除くほか、その日のうちに現金等払込書（様式第19号）に当該現金等を添えて、指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>(収入の更正)</p> <p>第42条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 出納機関は、前項の規定による収入更正票の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿を整理し、それが所属年度又は会計名の更正に係るものであるときは、指定金融機関に対し、<u>公金振替書</u>により更正の通知をしなければならない。</p> <p>(公金振替払)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 出納機関は、前2項の規定による通知を受けたときは、<u>公金振替書</u>(様式第20号)を作成し、これを指定金融機関に交付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(支出の訂正)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>2 出納機関は、前項に規定する支出更正票の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿を訂正するとともに、年度又は会計名の更正に係るものであるときは、指定金融機関に対し<u>公金振替書</u>により更正の通知をしなければならない。</p> <p>(歳計現金の保管)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 出納機関は、前項の規定による収入更正票の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿を整理し、それが所属年度又は会計名の更正に係るものであるときは、指定金融機関に対し、<u>公金振替票</u>により更正の通知をしなければならない。</p> <p>(公金振替払)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 出納機関は、前2項の規定による通知を受けたときは、<u>公金振替票</u>(様式第20号)を作成し、これを指定金融機関に交付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(支出の訂正)</p> <p>第93条 (略)</p> <p>2 出納機関は、前項に規定する支出更正票の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿を訂正するとともに、年度又は会計名の更正に係るものであるときは、指定金融機関に対し<u>公金振替票</u>により更正の通知をしなければならない。</p> <p>(歳計現金の保管)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 会計管理者は、釣銭又は両替金に充てるため必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、<u>100万円</u>を限度として歳計現金を保管しておくことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(公金振替の手続)</p> <p>第163条 指定金融機関は、出納機関から<u>公金振替書</u>の交付を受けたときは、直ちに振替の手続をとるとともに、公金振替済通知書を出納機関に送付しなければならない。</p> <p>(金額の表示)</p> <p>第233条 納入通知書、現金等払込書、返納通知書、領収証書、収入票、支出負担行為伺兼支出票及び支出命令票、<u>公金振替書</u>その他金銭の収支に関して証拠となるべき書類(以下「証拠書類」という。)の金額の表示には、アラビア数字を用い、首標金額の頭初に「¥」の記号を併記しなければならない。ただし、縦書きの場合は、漢数字を用い、首標金額の頭初に「金」の文字を併記するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>3 会計管理者は、釣銭又は両替金に充てるため必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、<u>50万円</u>を限度として歳計現金を保管しておくことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(公金振替の手続)</p> <p>第163条 指定金融機関は、出納機関から<u>公金振替票</u>の交付を受けたときは、直ちに振替の手続をとるとともに、公金振替済通知書を出納機関に送付しなければならない。</p> <p>(金額の表示)</p> <p>第233条 納入通知書、現金等払込書、返納通知書、領収証書、収入票、支出負担行為伺兼支出票及び支出命令票、<u>公金振替票</u>その他金銭の収支に関して証拠となるべき書類(以下「証拠書類」という。)の金額の表示には、アラビア数字を用い、首標金額の頭初に「¥」の記号を併記しなければならない。ただし、縦書きの場合は、漢数字を用い、首標金額の頭初に「金」の文字を併記するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

改正後

様式第20号（第39条、第81条関係）

公金振替書 () 起票日 年 月 日 (第 号)

振替前		振替後	
年度		年度	
合計		合計	
借入・借出区分		借入・借出区分	
借		借	
出		出	
目		目	
部		部	
細部		細部	
金額	円 金 額	金額	円
理由			
上記のとおり振替（更正）して下さい。		処理日付印	
年 月 日			
男鹿市会計管理者			

公金振替済通知書 () 起票日 年 月 日 (第 号)

振替後		振替前	
年度		年度	
合計		合計	
借入・借出区分		借入・借出区分	
借		借	
出		出	
目		目	
部		部	
細部		細部	
金額	円 金 額	金額	円
理由			
上記のとおり振替（更正）しましたので通知します。		処理日付印	
年 月 日			
男鹿市会計管理者 殿			

改正前

様式第20号（第39条、第81条関係）

様式第20号（第39条、第81条関係）
(1)

公金振替伝票① 公 金 振 替 命 令 票

会計 管理者	課 長	審 査 者	調 査 取 扱 者
-----------	-----	-------	-----------

年 月 日
下記のとおり振替するものとする。

私 出	年度				受 入	年度				
	款	項	目	細		款	項	目	細	
振替年月日						振替事由				
整理番号						振 替 金 額				
						円				

①会計課用

(2)

公金振替伝票② 公 金 振 替 票

男鹿市指定金融機関
秋田銀行男鹿支店 様
男鹿市会計管理者

年 月 日
下記のとおり振替してください。

私 出	年度				受 入	年度				
	款	項	目	細		款	項	目	細	
振替年月日						振替事由				
整理番号						振 替 金 額				
						円				

②指定金融機関用（会計課→指定金融機関）

